資料４

つづくを、つなぐ。

第10期における介護保険料の算定について（第２回）

R8.10.15

令和８年度　第３回高齢者健康福祉専門分科会

健康医療部　高齢者支援課

柏市 KASHIWA CITY

1.今回の説明事項，御審議いただきたい事項について

・要介護認定者数，給付費等の推計に関する御説明
・第10期の介護保険料案について，御審議いただくもの

【説明事項・審議事項】

① 推計手法について

② 要介護認定者と給付費等の推計値について

③ 第10期からR32(2050年)までの保険料の見込み

④ **基金の活用方針について**

⑤ **所得段階ごとの負担割合について**

【今後のながれ】

本日の分科会

▼

事務局で案を整理

▼

11月26日　第４回分科会

▼

12月頃 パブリックコメント

2.介護保険料算定の仕組みについて

・認定者数，サービス利用量・給付費等の見込みから，必要となる保険料の総額を算定
・必要となる保険料の総額から，被保険者１人当たりの平均として「保険料基準額」を算出

1	**認定者数の推計**	＝	被保険者数	×	認定率			
2	**総給付費等の推計**	＝	認定者数	×	サービス利用率	×	１人当たりの給付費	
3	**保険料収納必要額**	＝	総給付費	－	公費（国，県，市）	－	財政調整基金	
4	**保険料基準額**	＝	保険料収納必要額	÷	収納率	÷	被保険者数	

出典：介護保険法施行令第３８条第２項，第３項

柏市 KASHIWA CITY

3.第10期の認定者数・給付費等に関する推計手法について

・要介護認定率，サービス利用率を基準とし，年齢階級別人口の変化を反映するもの
・報酬改定や制度改正等の明確な変化要因は，今後，個別に反映する

①要介護認定者（R8.10.1時点）

・要介護認定者数：22,333人 / 被保険者数：113,696人
・**５歳刻みの年齢階級・要介護度別の認定率**を基準とする
・被保険者数の変化から，**要介護認定者数の推計値**を算出する

	要支援		要介護				
年齢階級	1	2	1	2	3	4	5
65~69	0.36%	0.29%	0.56%	0.53%	0.35%	0.27%	0.27%
70~74	0.92%	0.71%	1.23%	0.82%	0.51%	0.57%	0.45%
75~79	2.26%	1.55%	2.67%	1.65%	1.01%	1.13%	0.81%
80~84	5.36%	3.35%	5.97%	3.66%	2.56%	2.24%	1.41%
85~89	9.08%	5.99%	11.05%	6.39%	5.06%	4.51%	2.61%
90以上	9.65%	8.11%	17.13%	11.16%	10.05%	10.35%	4.97%

②サービス利用量・給付等（R6～R8の１か月平均）

・サービスごとの**１人当たり給付費**と**利用率**を基準とする
・**要介護認定者数の推計値**から，今後のサービス利用者数を算出する
・サービス利用者数（※1）＝**要介護認定者の推計値×利用率**

	１人当たり給付費	利用率	利用者数
在宅サービス	約 100,000円	約 76%	約 16,000人
施設サービス	約 410,000円	約 11%	約 2,400人
地域支援事業等(※2)	約 41,000円	約 30%	約 2,160人

※1　延べ人数
※2　地域支援事業には要支援者へのサービス提供のほか，地域包括支援センターの運営費等も含む

4.被保険者数及び要介護認定者数の推計について

・第1号被保険者数全体は**11.8万人**前後となり，認定率の高い85歳以上人口も大きく増加する見込み
・このため，要介護認定者数はR11には**26,169人**となる見込み

R8　実績

〇被保険者数：　113,696人
　⇒うち８５歳以上：20,903人
　（18.3%）

〇要介護認定者数：　22,333人
　⇒うち８５歳以上：11,868人
　（53.1%）

第10期の推計値

★被保険者数：**11.5万人～11.8万人**
　⇒うち８５歳以上：**2.2万人～2.6万人（19.7%～22.3%）**

★要介護認定者数：**2.3万人～2.6万人**
　⇒うち８５歳以上：**1.3万人～1.5万人（55.1%～58.6%）**

【R9~R11の推移】

	R9	R10	R11
被保険者数	115,195人	116,698人	118,194人
⇒うち８５歳以上	22,746人(19.7%)	24,592人(21%)	26,434人(22.3%)
認定者数	23,609人	24,883人	26,169人

年齢構成の変化（第1号被保険者数に占める割合）



5.介護サービス利用量及び給付費等の推計について

・要介護認定者数の増加に伴い，第10期のサービス利用量は増加する見込み
・これに伴い，第10期の総給付費等は**約1,240億円**となる見込み

R6～R8の平均

〇在宅サービス
⇒16,000人×100,000円

〇施設サービス
⇒2,400人×390,000円

〇地域支援事業等
⇒2,160人×41,000円
（＋その他事業：8,300万円）

1月当たりの総給付費等
約27億円

第10期の推計値

★在宅サービス
⇒**約23,800**人×100,000円

★施設サービス
⇒**約2,700**人×390,000円

★地域支援事業等
⇒**約2,160**人×41,000円
（＋その他事業：**9,300万円**）

1月当たりの総給付費等
約34.4億円

36か月分

第10期総給付費等
約1,240億円

【R9~R11の推移】

	R9	R10	R11
在宅サービス	256億円	271億円	285億円
施設サービス	115億円	122億円	128億円
地域支援事業等	20億円	21億円	22億円
合計	391億円	414億円	435億円

柏市 KASHIWA CITY

6.第10期介護保険料の基準額について

・第10期の介護給付費等の推計を基に，基金を活用しない場合の保険料基準額を試算
・本試算は現時点の推計値であり，今後の給付実績や介護報酬改定その他制度改正等によって変動

総給付費等（A）	**約1,240億円**	在宅サービス：**812億円**　地域支援事業等：**63億円** 施設サービス：**365億円**
保険料収納必要額（B）	**約320億円**	A×２３％＋調整交付金（※1）不足分 ※1　総給付費等の５％が交付基準のところ，柏市の交付率は概ね2.4%
保険料基準額	**7,052円**	B　÷　見込収納率（98%）　÷　**第１号被保険者数(※2)**÷　12か月
基金活用額	基金を活用し，保険料収納必要額を縮小 ⇒**基金活用額に応じて，基準額も変動する**	

※2　保険料算定用の人数であり，実際の人数とは異なる

7.R32(2050年)までの保険料の推計について

・第10期以降，R17頃にかけて急角度の保険料上昇が見込まれるもの
・年齢別人口構成による影響が大きいため，制度改正等によらず急角度は発生すると考えられる

基金を活用しない場合の保険料基準額（月額）

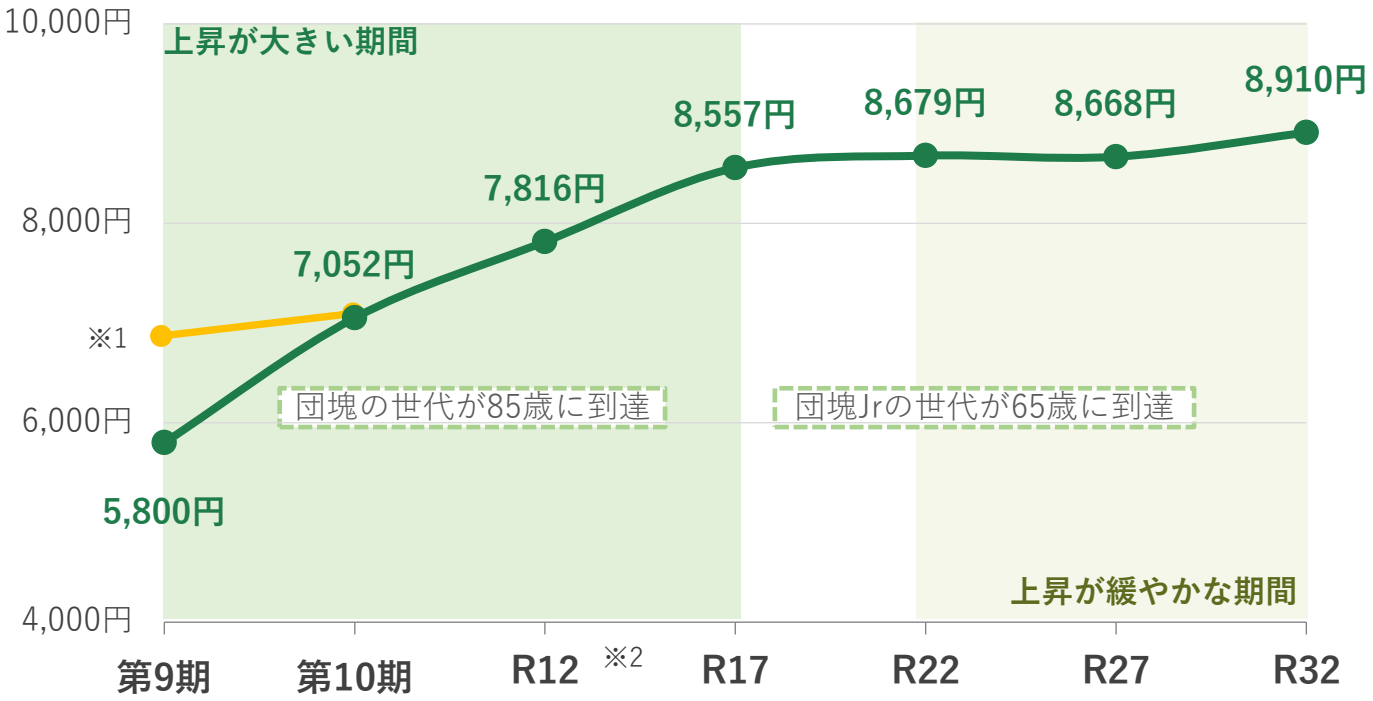

※1　金額は基金活用前のもの（第９期は，基金活用前で**約6,400円**）
※2　R12以降は各年度の将来推計値

R17頃まで

〇85歳以上人口の増加による介護給付費の増加
〇第１号被保険者全体の伸びが小さいことによる，１人当たり負担の上昇

R22以降

〇65～74歳人口の増加による第1号被保険者数全体の増加
〇85歳以上人口の伸びの鈍化による給付費の伸びの鈍化

8.基金活用の基本的な考え方について

・基金について，不測事態への備えと保険料の激変緩和との両面から活用の考え方を整理
・将来の制度改正等へ対応するため，基金活用額は各期の状況を確認しながら都度判断

現時点の基金残高
約36.2億円

① 不測事態への備え

7～10億円程度を一つの目安として確保

★想定事項

- **介護報酬の期中改定**
- **収支の悪化**
- **制度改正**

② 保険料の激変緩和

R17までの急角度な保険料上昇を緩和

・第11期以降については，その時点の基金残高，給付実績，その他制度改正等を踏まえて都度検討
・基金約4.4億円につき，基準額100円の軽減効果

9.第10期における基金活用方針について

・第10期の保険料上昇を重点的に緩和しつつ，第11期以降の急激な負担増にも配慮して基金を活用
・第11期以降の基金活用額は，第10期の収支実績，基金残高及び必要留保額を踏まえて改めて判断

第9期基準額
5,800円

→

基金活用前の第10期基準額
7,052円

→ 基金を**約25億円**活用

第10期基準額（想定）
6,000円台半ば

第11期以降の基金活用

・第10期の基金活用　＋ 一定額の留保
↓
・第10期収支の確定，基金残高の確認
↓
・留保する額の再確認
↓
・活用可能額がある場合⇒保険料上昇の緩和

第11期以降の基金活用による影響（参考）

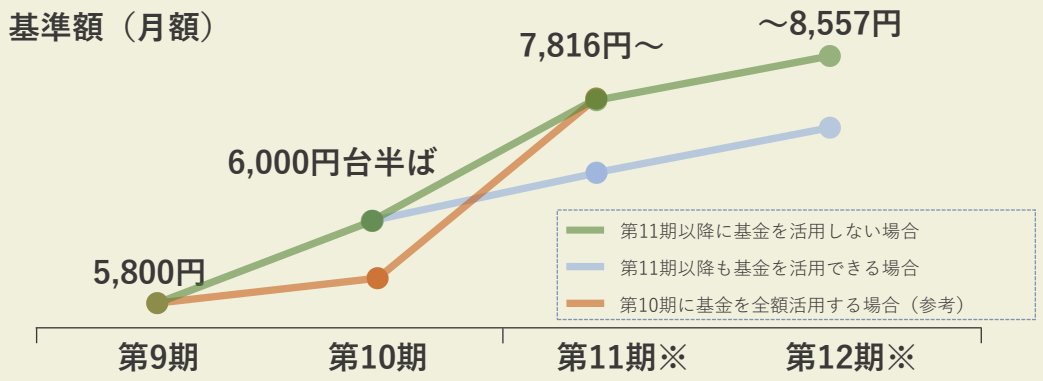

※第11期，第12期は，令和12年度と令和17年度の推計値を基準としたもの

10.所得段階間の負担配分，保険料額について（案）

・基金活用後の保険料基準額を前提として，所得段階ごとの負担割合及び保険料額を設定
・第10期に必要な保険料額を確保しつつ，負担増が特定の所得層に過度に偏らないよう検討

被保険者数 ＝ 保険料必要収入額 ÷ 保険料基準額の想定 ÷ 12か月

約38万人
（R9-R11の延べ数）

約320億円

6,000円台半ば

所得段階	所得等の目安	被保険者数	第9期 負担割合	第9期　保険料 （月額）	第10期 負担割合	第10期　保険料 （月額）
1～3	82.65万円～120万円 （**世帯**非課税）	88,000人	0.45~0.69	2,610円~4,002円	0.455~0.69	3,000円~4000円台半ば
4	82.65万円以下 （**本人**非課税）	41,000人	0.83	4,814円	0.85	5,000円台半ば
5	82.65万円超 （**本人**非課税）	50,000人	1	5,800円	1	6,000円台半ば
6～9	320万円未満 （本人課税）	130,000人	1.1~1.44	6,380円~8,352円	1.1~1.5	7,000円台~9,000台代半ば
10～20	320～2,000万円以上 （本人課税）	71,000人	1.62~2.77	9,396円~16,066円	1.7~3.3	10,000円台~20,000円台半ば